

財務省告示第三百五十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十六年七月二十日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成十六年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第二百二
十回）
二 発行の根拠
平成十六年度における財政運営
のための公債の発行の特例等に
関する法律（平成十六年法律第
二十二号）第二条第一項及び財
政融資資金特別会計法（昭和二
十六年法律第一百一号）第十一
条

三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替

四 発行方法
機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に進行される入札
であつて、価格競争入札におい
て定められた利率をその利率と
し、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行（以下
「競争入札発行」という。）
非競争入札発行」という。）

五 募入決定の

十一 発行 発行 価格

イ 価格 競争

口 非競争 入札 発行

札 発行 競争 入

十二 利 利率
十三 初 初期 利率

する。
平成十六年七月二十日
額面金額百円につき百円一銭以
上の金額の応募価格
額面金額百円につき百円三銭
年〇・二パーセント
平成十七年一月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二 期 以後 第二期 以後 利息

償還 期限 償還 金額 償還 金額 期限

元金 支額 元金 支額 元金 支額

払入 場所 払入 場所 払入 場所

十八 者 加入 者 加入 者 加入

十九 払込 期日 払込 期日 払込 期日

毎年一月二十日及び七月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。
平成十八年七月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成十六年七月二十日